

第一百六十六回国会  
衆議院  
文部科学委員会

議録 第七号

(一七〇)

平成十九年四月四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 樹屋 敬悟君

理事 鈴木 恒夫君

理事 西村 明宏君

理事 藤村 修君

理事 伊藤 渉君

理事 阿部 俊子君

理事 井脇ノブ子君

理事 小渕 優子君

理事 佐藤 錬君

理事 柴山 昌彦君

理事 鈴木 俊一君

理事 馳 浩君

理事 福田 峰之君

理事 馬渡 龍治君

理事 田名部匡代君

理事 野田 佳彦君

理事 松本 剛明君

理事 鶯尾英一郎君

理事 石井 郁子君

文部科学大臣 文部科学副大臣 文部科学大臣政務官 文部科学委員会専門員

|        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 田島 一成君 | 高井 美穂君 | 田名部匡代君  |
| 牧 義夫君  | 横山 北斗君 | 長島 昭久君  |
| 清水清一朗君 | 杉村 太藏君 | 鷺尾英一郎君  |
| 藤井 勇治君 | 牧原 秀樹君 | 柚木 道義君  |
| 飯島 夕雁君 | 田島 一成君 | 小川 友一君  |
| 高井 美穂君 | 太藏君    | 藤田 幹雄君  |
| 柚木 道義君 | 昭久君    | 二田 孝治君  |
| 牧 義夫君  | 北斗君    | 江崎 鐵磨君  |
|        |        | 秋葉 賢也君  |
|        |        | 小島 敏男君  |
|        |        | 清水清一朗君  |
|        |        | 杉村 太藏君  |
|        |        | 柴山 昌彦君  |
|        |        | 鷺尾英一郎君  |
|        |        | 松浪健四郎君  |
|        |        | 浩史君     |
|        |        | 田野瀬良太郎君 |
|        |        | 同日      |
|        |        | 辞任      |
|        |        | 補欠選任    |

|        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 田島 一成君 | 高井 美穂君 | 田名部匡代君  |
| 牧 義夫君  | 横山 北斗君 | 長島 昭久君  |
| 清水清一朗君 | 杉村 太藏君 | 鷺尾英一郎君  |
| 藤井 勇治君 | 牧原 秀樹君 | 柚木 道義君  |
| 飯島 夕雁君 | 田島 一成君 | 小川 友一君  |
| 高井 美穂君 | 太藏君    | 藤田 幹雄君  |
| 柚木 道義君 | 昭久君    | 二田 孝治君  |
| 牧 義夫君  | 北斗君    | 江崎 鐵磨君  |
|        |        | 秋葉 賢也君  |
|        |        | 小島 敏男君  |
|        |        | 清水清一朗君  |
|        |        | 杉村 太藏君  |
|        |        | 柴山 昌彦君  |
|        |        | 鷺尾英一郎君  |
|        |        | 松浪健四郎君  |
|        |        | 浩史君     |
|        |        | 田野瀬良太郎君 |
|        |        | 同日      |
|        |        | 辞任      |
|        |        | 補欠選任    |

小・中・高三十人以下学級の実現、行き届いた教育に関する請願(柚木道義君紹介) (第五八二号)  
すべての子供に行き届いた教育を進め心の通う学校をつくることに関する請願(柚木道義君紹介) (第五八三号)  
武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案(内閣提出第五〇号)

○伊吹国務大臣 このたび内閣から提出いたしました武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
政府は、今国会において、人類の貴重な資産である文化財の国際的な保護に一層貢献するため、ユネスコにおいて採択されている武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について、御承認をお願いしているところであります。

この法律案は、これらの条約等の的確な実施を確保するため、所要の国内法整備を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、海外の被占領地域から流出した文化財について、我が国への輸入を規制することとし、

我が国に輸入されたものについては、その散逸ま

たは滅失を防止するため、当該文化財の損壊または譲渡等について罰則を定めることとしております。

第二に、武力紛争時において、国際的な保護を受ける文化財を識別するための特殊標章の使用に

関する規定を定めるものであります。

第三に、武力紛争時において、正当な理由なく

戦闘行為として文化財を損壊する行為または正当

四月三日  
武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案(内閣提出第五〇号)

三月三十日  
教育基本法改定法案は慎重審議のうえ廃案とした武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案(第六二三三号)

三月二十九日  
すべての子供たちに行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(田島一成君紹介) (第四五八号)  
(内閣提出第五〇号)

三月二十九日  
大阪大学と大阪外国语大学の統合に関する請願(田島一成君紹介) (第四五九号)

三月二十九日  
すべての子どもに行き届いた教育に関する請願(近藤洋介君紹介) (第四六〇号)

三月二十九日  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五一号)

三月二十九日  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五二号)

三月二十九日  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五三号)  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五四号)  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五五号)  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五六号)

すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五七号)

すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五八号)

すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五九号)  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ

とにに関する請願(山井和則君紹介) (第五五六号)  
すべての子供に行き届いた教育を進めるこ



護國の代表(施行規則第三条の規定により任命された者をいう。以下この項において同じ。)、文化財管理官(施行規則第四条の規定により選定され、又は同条の規定により任命された者をいう。以下この項において同じ。)、査察員(施行規則第七条の規定により文化財管理官がその派遣先の国に対し推薦し、その承認を得て任命した者をいう。以下この項において同じ。)及び専門家(同条の規定により利益保護団の代表、文化財管理官又は査察員がそれらの派遣先の国に対し推薦し、その承認を得て任命した者をいう。)に対し、武力攻撃事態において、これらの者を識別させるため、文部科学省令で定めるところにより、特殊標章を表示した腕章及び身分証明書を交付するものとする。

4 前項の規定により特殊標章を表示した腕章及び身分証明書の交付を受けた者は、その職務を行ふに際し、当該腕章を着用し、かつ、当該身分証明書を携帯するものとする。

5 前項に規定するもののほか、特殊標章の使用に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

#### (罰則)

第七条 次に掲げる事態(次項及び次条において「武力紛争事態」という。)において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、国内文化財又は第二議定書締約国等文化財(これらのうち特別保護文化財又は強化保護文化財であるものに限る。)を損壊した者第二議定書の締約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。)は、七年以下の懲役に処する。

一 第二議定書の締約国間において生ずる武力紛争又は第二議定書の締約国と第二議定書適用国との間ににおいて生ずる武力紛争の事態

二 第二議定書の締約国が他の第二議定書の締約国に占領される事態、第二議定書の締約国が第二議定書適用国に占領される事態又は第二議定書適用国が第二議

2 武力紛争事態において、正当な理由がないのに、その戦闘行為として、国内文化財又は第二議定書締約国等文化財(これらのうち特別保護文化財又は強化保護文化財であるものを除く。)を損壊した者(第二議定書の締約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。)は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定の罪に当たる行為が國際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(平成十六年法律第百五号)第三条の罪に触れるときは、適用しない。

5 第八条 武力紛争事態において、正当な理由がないのに、強化保護文化財又はその周囲を戦闘行為又は戦闘行為を支援するための活動の用に供し、もつて当該強化保護文化財について、当該構成員である者に限る。)は、三年以下の懲役に処する。

#### (施行期日)

平成十九年四月九日印刷

平成十九年四月十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A